

令和3年10月1日

教 育 長
会 計 管 理 者
各 課 (局) 長 } 様

鳩山町長 小 峰 孝 雄

令和4年度予算編成方針について（通知）

令和4年度予算は、今年度に引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策に全力で取り組むとともに、本町の重要事業である「(仮称)鳩山新ごみ焼却施設整備と連携して実施する北部地域活性化事業」を着実に進めるものとする。

一方で、本町の財政状況は、近年の大型公共事業による町債残高の増加とそれに伴い実質公債費比率、将来負担比率が年々上昇しており、極めて厳しい財政状況にあることに加え、財政調整基金残高が非常に少ないことから、これまで以上に歳出経費の節減、削減、圧縮に取り組む必要がある。また、近年増加している町債残高を削減するため、町債発行の抑制にも取り組まなければならない。

また、令和3年5月11日、本町の元職員が官製談合防止法違反等の容疑により埼玉県警察に逮捕され、同年6月2日に起訴されるという重大な不祥事が発生した。このような行為は、全体の奉仕者として法を守り、町民の模範となるべき公務員としてあるまじきことである。今回の重大な不祥事の発生を防げなかったことを重く受け止め、入札制度や執行管理体制の見直しを行うとともに、職員のコンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを強力かつ確実に推進する必要がある。

このような基本認識のもと、令和4年度予算は、現在策定している第6次鳩山町総合計画に基づいて、下記に示す「1 令和4年度町政運営の考え方」及び「2 令和4年度財政見通し」を踏まえた上で、この方針に基づき、職員全員が事業内容や効果等を十分に精査し、改革を断行する決意で予算編成に臨まれない。

記

1 令和4年度町政運営の考え方

(1) 近年の状況

今宿地区においては、平成6年から始まった毛呂山・越生都市計画事業今宿東土地区画整理事業が令和2年3月に工事等が完了した。

また、ニュータウン地区についても、ニュータウン地域再生創造事業（都市再構築戦略事業）として、国の社会資本整備総合交付金を活用し、地域包括ケアセンター整備をはじめ、多世代活動交流センター耐震補強及び改修工事などの取り組みが、令和2年度に完了した。

現在、(仮称)鳩山新ごみ焼却施設整備と連携した北部地域活性化事業にも取り組んでおり、埼玉西部環境保全組合から交付される周辺対策事業に係る負担金等を活用して、町道整備のほか、令和2年度には泉井交流体験エリア及び上熊井農産物直売施設整備なども実施した。

(2) 令和4年度の課題

このように、町のインフラ整備は全体的に進んでいるが、現在行っている「(仮称)鳩山新ごみ焼却施設整備と連携して実施する北部地域活性化事業」を継続的に取り組むとともに、令和2年度に整備した泉井交流体験エリア及び上熊井農産物直売施設等を活用して、具体的な活性化策を実施していく必要がある。

また、令和2年度に行った総合計画・都市マスタープラン町民意識調査（調査期間：令和2年12月22日から令和3年2月18日）では、今回初めて調査した幸福度において、約7割の町民が今幸せと感じていると回答しており、かなり高い数値を示している。さらに、この調査内容をクロス集計により町の強みを分析すると、「自然景観が豊かで、静かで心が休まる、地震に強い、交通事故が少ない、犯罪が少ない、健康である」といった安全・安心や健康面での評価が高い。一方で、町の弱みを分析すると、「交通が不便、通勤、通学、買い物が不便、働く場や機会が少ない、医療機関や福祉サービスが充実していない」という結果になっている。

このため、強みとなっている、安全・安心、そして健康なまちづくり施策等を継続して取り組むとともに、町の弱みとなっている福祉サービス改善（相談支援の充実）も含めた安心・安全なまちづくりを継続して推進する。

また、交通の不便等については、公共交通の改善策として、デマンドタクシーの町外運行及び土日運行に取り組むとともに、本町では少子高齢化が進んでおり、少子高齢化対策の一環として、移住推進策及び子育て支援策に今まで以上に取り組むものとする。

なお、今年度に引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策に全力で取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業収益は回復の遅れが見込まれ、企業などの雇用調整なども影響し、個人所得も減少が見込まれる。このため現時点での想定として、事業実施の裏付けとなる歳入については、「2 令和4年度財政見通し」のように、歳入と歳出の乖離額（財源不足額）は1億930万円と見込まれる。

このため、基金依存の財政構造から脱却するため、鳩山町財政健全化集中改革基本指針に基づき「事業の総点検・総見直し」に取り組むことや町債残高削減計画に定める町債発行に係る基本方針に基づき、近年増加している町債残高の削減に取り

組むことが必要である。

また、令和3年5月11日、本町の元職員が官製談合防止法違反等の容疑により埼玉県警察に逮捕され、同年6月2日に起訴されるという重大な不祥事が発生したことなどもあり、令和2年度の町一般会計決算は不認定となってしまった。今回の重大な不祥事の発生を防げなかったことを重く受け止め、入札制度や執行管理体制の見直しを行うとともに、職員のコンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを強力かつ確実に推進する必要がある。

以上のことから、令和4年度は次に示す考え方にに基づき、町政運営にあたるものとする。

令和4年度町政運営の考え方

- ① 「(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設整備と連携して実施する北部地域活性化事業」を継続して取り組むとともに、整備した施設等を活用し、地域活性化に取り組むこと。
- ② 新型コロナウイルス感染防止対策に継続的に取り組むこと。
- ③ 入札制度や執行管理体制の見直しを行うとともに、職員のコンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを強力かつ確実に取り組むこと。
- ④ 町制施行40周年記念事業の一環として、デマンドタクシーの町外運行及び土日運行に取り組むこと。
- ⑤ 町の少子高齢化対策の一環として、移住推進策及び子育て支援策に今まで以上に取り組むこと。
- ⑥ 安全・安心、そして健康なまちづくり施策等を継続して推進するとともに、予算要望額が100万円を超える事業、新規事業及び重要事業については、現在策定している「第6次総合計画(まち・ひと・しごと創生総合戦略含む)」、「令和2年7月町長選挙公約」における位置づけを事業別明細書に記載し、事業の必要性及び重要度等の明確化を図るとともに、事業採択の判断基準として取り組むこと。
- ⑦ 基金依存の財政構造から脱却するため、鳩山町財政健全化集中改革基本指針に基づき「事業の総点検・総見直し」(鳩山町公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づく施設の活用・統廃合等含む)に取り組むこと。
- ⑧ 町債残高削減計画に定める町債発行に係る基本方針に基づき、近年増加している町債残高の削減に取り組むこと。

2 令和4年度財政見通し

令和4年度の財政見通しは次のとおりである。

なお、別添資料として「本町の財政状況と決算分析」を添付したので参考とされたい。

(1) 令和4年度の動向

①歳入

町税は、令和3年度当初予算額より若干の増加が見込まれるが、令和2年度決算額を大きく下回る見込みとなっている。なお、「令和4年度の地方財政の課題」（8月31日総務省）では、国税や地方税の税収が順調に伸びてくれば、コロナ禍前の水準にまで戻るとの予測がされている。

地方交付税（普通交付税）については、本町の令和3年度交付決定額が当初予算額を上回り、国の令和4年度概算要求では「骨太の方針2021」において、令和4年度から令和6年度は、令和3年度地方財政計画の一般財源総額と同水準を確保するされており、出口ベースの総額で前年度比623億円（0.4%）の増となっているが、年末までに行われる国の予算編成の動向次第では、変動が生じる可能性があるため、その動向に注視する必要がある。

②歳出

令和3年度当初予算は、令和2年度当初予算の61.86億円から8.56億円減少し、53.33億円となった。なお、令和3年度予算の概算要求（令和2年11月19日時点）における歳出要求額は53.18億円であったが、約1.22億円の財源不足額が生じたことから、歳入の町税や交付金等の再精査をはじめ、地方財政対策に基づく地方交付税の再精査、特定目的金の活用を図るなどを行った結果、財政調整基金の取り崩しは行うことなく予算を編成した。

令和4年度予算においては、（仮称）鳩山新ごみ焼却施設整備と連携して実施する北部地域活性化事業の継続、物件費や公債費等の増加が想定される。

(2) 歳入歳出見込額の仮試算

①歳入の仮試算

令和4年度の歳入見込額について、「表-1 令和4年度歳入見込額（予算編成方針時点）」のとおり、仮試算を行った。

この仮試算では、主要な一般財源である町税、地方交付税等については、令和4年度の動向や近年の推移等に基づき試算した。

●仮試算概要

（単位：千円）

	令和3年度 当初予算	令和4年度 予算編成方針	比較 (R4-R3)
(1) 臨時一般財源	440,779	369,679	-71,100
(2) 経常一般財源	3,428,610	3,524,019	95,409
○小計	3,869,389	3,893,698	24,309
(3) 臨時特定財源	667,141	702,367	35,226
(4) 経常特定財源	793,470	773,435	-20,035

●合計	5,330,000	5,369,500	39,500
-----	-----------	-----------	--------

②歳出の仮試算

令和4年度の歳出見込額について、「表-2 令和4年度歳出見込額（予算編成方針時点）」のとおり、歳出を性質別に区分し仮試算を行った。

この仮試算では、性質別区分ごとに、令和4年度に予定されている普通建設事業や個別要因、近年の決算推移等に基づき試算した。

●仮試算概要

(単位:千円)

区 分	R3	R4 歳出見込額（編成方針）		
	予算額	見込額	対前年度増減	
			増減額	増減率
1 人件費	1,053,647	1,060,600	6,953	0.7%
2 物件費	664,183	681,200	17,017	2.6%
3 維持補修費	47,222	49,600	2,378	5.0%
4 扶助費	707,615	714,600	6,985	1.0%
5 補助費等	981,539	981,000	-539	-0.1%
6 普通建設事業費	375,622	456,596	80,974	21.6%
8 公債費	653,907	664,500	10,593	1.6%
9 積立金	250,766	245,699	-5,067	-2.0%
12 繰出金	587,494	617,000	29,506	5.0%
その他	8,005	8,005	0	0.0%
●仮試算合計	5,330,000	5,478,800	148,800	2.8%

(3) 歳入歳出乖離額（財源不足額）

令和4年度の歳入見込額と歳出見込額の乖離額は、次のとおり1億930万円となった。

令和4年度歳入見込額（予算編成方針）	5,369,500千円
令和4年度歳出見込額（予算編成方針）	5,478,800千円
歳入歳出乖離額（財源不足額）	109,300千円

表一1 令和4年度歳入見込額（予算編成方針時点）

令和4年度予算編成方針 歳入見込額
5,369,500千円

（単位：千円）

	R3年度財源内訳				R4年度財源内訳（見込）				
	臨・特 (a)	経・特 (b)	臨・一 (c)	経・一 (d)	臨・特 (a)	経・特 (b)	臨・一 (c)	経・一 (d)	
1 町税				1,618,111				1,627,200	
2 地方譲与税				63,400				65,700	
3 利子割交付金				1,000				1,000	
4 配当割交付金				7,000				7,000	
5 株式等譲渡所得割交付金				8,000				6,500	
6 法人事業税交付金				4,000				4,000	
7 地方消費税交付金				270,000				276,600	
8 ゴルフ場利用税交付金				83,000				86,000	
9 環境性能割交付金				8,000				9,000	
10 地方特例交付金				13,000				5,000	
11 地方交付税			85,000	1,300,000			85,000	1,386,000	
12 交通安全対策特別交付金				2,000				2,000	
13 分担金及び負担金	202,938	13,259	2		200,000	13,198	2		
14 使用料及び手数料		11,653		8,699		11,623		8,677	
15 国庫支出金	43,586	423,238			42,930	416,870			
16 県支出金	98,932	314,682			95,317	303,183			
17 財産収入	127	6,578	3	23,650	120	6,066	3	21,811	
18 寄附金	45,000		1		40,000				
19 繰入金	227,690		4,078		224,200				
20 繰越金			60,000				60,000		
21 諸収入	5,668	24,060	15,695	18,750	5,300	22,495	14,674	17,531	
22 町債	43,200		276,000		94,500		210,000		
	自主財源	481,423	55,550	79,779	1,669,210	469,620	53,382	74,679	1,675,219
	依存財源	185,718	737,920	361,000	1,759,400	232,747	720,053	295,000	1,848,800
合 計	667,141	793,470	440,779	3,428,610	702,367	773,435	369,679	3,524,019	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
再 計	1,460,611		3,869,389		1,475,802		3,893,698		
	⑨ (①+②)		⑩ (③+④)		⑪ (⑤+⑥)		⑫ (⑦+⑧)		
歳入見込額	5,330,000				5,369,500				
	⑨+⑩				⑪+⑫				

●想定

○町税	3年度当初予算額から0.5%程度の減少を想定
○交付金等	近年の決算額の推移を参考に想定
○地方交付税	①普通交付税・・・3年度交付基準額から町税収入の減少等を考慮して想定 ②特別交付税・・・3年当初予算額と同額を想定
○繰入金	財政調整基金繰入は「0」としている
○繰越金	近年の決算額の推移を参考に想定
○町債（臨財）	臨時財政対策債 2年度発行可能額と同額程度を想定

表-2 令和4年度歳出見込額（予算編成方針時点）

令和4年度予算編成方針 歳出見込額
5,478,800千円

（単位：千円）

区 分	R1	R2	R3		R4 歳出見込額（編成方針）			
	決算額 ①	予算額 ②	予算額 ③	対前年度増減		見込額 ④	対前年度増減	
				増減額 ③-②	増減率		増減額 ④-③	増減率
1 人件費	960,860	1,059,976	1,053,647	-6,329	-0.6%	1,060,600	6,953	0.7%
*うち職員給	651,548	661,894	649,002	-12,892	-1.9%	653,285	4,283	0.7%
							・定年退職者数、再任用職員数等の推移による影響を想定	
2 物件費	683,362	643,426	664,183	20,757	3.2%	681,200	17,017	2.6%
							・事務事業費等調などを基に想定	
3 維持補修費	28,290	41,526	47,222	5,696	13.7%	49,600	2,378	5.0%
							・近年の決算額の推移を基に想定	
4 扶助費	687,550	691,979	707,615	15,636	2.3%	714,600	6,985	1.0%
							・事務事業費等調などを基に想定	
5 補助費等	857,998	848,825	981,539	132,714	15.6%	981,000	-539	-0.1%
(1)一部事務組合	513,194	528,734	670,265	141,531	26.8%	675,627	5,362	0.8%
							・近年の決算額の推移を基に想定	
(2)その他	344,804	320,091	311,274	-8,817	-2.8%	305,373	-5,901	-1.9%
							・近年の決算額の推移を基に想定	
6 普通建設事業費	616,608	1,263,812	375,622	-888,190	-70.3%	456,596	80,974	21.6%
(1)補助事業費	424,431	1,007,569	164,300	-843,269	-83.7%	154,900	-9,400	-5.7%
							・事務事業費等調などを基に想定	
(2)単独事業費	192,177	256,243	211,322	-44,921	-17.5%	301,696	90,374	42.8%
							・事務事業費等調などを基に想定	
7 災害復旧事業費	35,003	4	4	0	0.0%	4	0	0.0%
(1)補助事業費	19,035	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%
(2)単独事業費	15,968	4	4	0	0.0%	4	0	0.0%
8 公債費	514,402	577,415	653,907	76,492	13.2%	664,500	10,593	1.6%
							-5,067	-2.0%
9 積立金	241,766	220,978	250,766	29,788	13.5%	245,699	・歳入のふるさと納税寄附金と相殺	
10 投資及び出資金	3,000	3,000	3,000	0	0.0%	3,000	0	0.0%
11 貸付金	0	1	1	0	0.0%	1	0	0.0%
12 繰出金	796,787	830,058	587,494	-242,564	-29.2%	617,000	29,506	5.0%
							・事務事業費等調などを基に想定	
13 予備費	0	5,000	5,000	0	0.0%	5,000	0	0.0%
合 計	5,425,626	6,186,000	5,330,000	-856,000	-13.8%	5,478,800	148,800	2.8%

第 1 予算編成方針

1 予算編成にあたっての基本方針

(1) 基本方針

ここ数年の本町は、国の交付金・補助金を積極活用し、公共施設の耐震化や大規模修繕工事を実施し、将来の財政負担を大きく軽減するように努めてきた。

これら成果を土台とし、人口減少、超高齢社会へ対応しながら、町の継続的な活性化を図るために、「将来の町の活性化につながる施策に戦略的に取り組むこと」、「社会構造の変化等に対応する施策に包括的に取り組むこと（新型コロナウイルス感染防止対策、不正事件再発防止対策含む）」とともに、近年増加している町債残高について、町債残高削減計画に定める町債発行に係る基本方針に基づき削減するなど、「町の財政健全化に取り組むこと」とする。

(2) 基本方針の展開

上記に示した基本方針を具体的・効果的に展開するため、「令和 4 年度町政運営の考え方」で示した事業を検討し、取り組むものとする。

また、「令和 4 年度財政見通し」で示したように、現時点で 1 億 930 万円の財源不足額が見込まれることから、「第 6 次総合計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略）」「令和 2 年 7 月町長選挙公約」に該当する事業であるか否かを事業別明細書に記載し、事業の必要性及び重要度等の明確化を図るとともに、事業採択の判断基準とする。

さらに、基金依存の財政構造から脱却するため、鳩山町財政健全化集中改革基本指針に基づき「事業の総点検・総見直し」に取り組むとともに、町債残高の削減を図るため、普通建設事業に係る町債について、発行上限額を設定する。

1 基本方針	(1) 将来の町の活性化につながる施策に戦略的に取り組むこと。 (2) 社会構造の変化等に対応する施策に包括的に取り組むこと (新型コロナウイルス感染防止対策、不正事件再発防止対策含む)。 (3) 町の財政健全化に取り組むこと。
2 基本方針の展開	<基本方針(1)に関する施策の展開> ① (仮称) 鳩山新ごみ焼却施設整備と連携して実施する北部地域活性化事業を継続して取り組むとともに、整備した施設等を活用し、地域活性化を推進すること。 ② 鉄道駅のない、本町の公共交通を改善するため、町制施行 40 周年記念事業の一環として、デマンドタクシーの町外運行（坂戸市につさい地区、北坂戸駅付近への運行）及び土日運行を実

	<p>施すること。</p> <p>③ 町の少子高齢化対策の一環として、移住推進策及び子育て支援策に今まで以上に取り組むこと。</p> <p>④ 安全・安心、そして健康なまちづくり施策を推進するため、予算要望額が100万円を超える事業、新規事業及び重要事業については、現在策定している「第6次総合計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略含む）」、「令和2年7月町長選挙公約」における位置づけを事業別明細書に記載し、事業の必要性及び重要度等の明確化を図るとともに、事業採択の判断基準とすること。</p> <p><基本方針(2)に関する施策の展開></p> <p>① 町民、医療機関、町等が連携して、新型コロナウイルス感染症対策に継続的に取り組みこと。</p> <p>② 町の入札制度（電子入札の導入）や執行管理体制の見直し（組織改正）を行うとともに、職員のコンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを強力かつ確実に推進すること。</p> <p><基本方針(3)に関する施策の展開></p> <p>① 基金依存の財政構造から脱却するため、鳩山町財政健全化集中改革基本指針に基づき「事業の総点検・総見直し」（鳩山町公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づく施設の活用・統廃合等含む）に取り組むこと。</p> <p>② 町債残高削減計画に定める町債発行に係る基本方針に基づき、近年増加している町債残高の削減に取り組むこと。なお、町債残高を削減するため、普通建設事業に係る町債については発行上限額を1億円とする。ただし、後年度に財政支援のある地方債で、地方創生に関する交付金など有利な交付金制度が新たに創設された場合は、別途検討する。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 選択と集中を原則とした予算編成

予算編成方針の作成に向けて、事務事業費等調査も実施したが、現時点で1億930万円の財源不足が見込まれるなか、予算編成方針において重点事業を位置付けることは困難である。

そこで、予算要求書とともに作成する「事業別明細書」において、次のとおり事業の分類を行うとともに、評点の付与を行い、重点事業を選定するものとする。

1.事業別明細書の概要

- (1) 事業別明細書では、次の5種類に事業を分類する。
- (2) 実施事業が、①の本予算編成方針で示した重要事業である場合は、その事業名を記入する。なお、該当事業には4点の評点を付与する。
- (3) 実施事業が、②から⑤に位置付けられている事業である場合は、その事業名を記入する。なお、該当事業には2点の評点を付与する。
- (4) 事業採択にあたっては、評点の合計点を重視する。
- (5) 事業名の記入にあたっては、表-3「事業の分類一覧表」に基づきドロップダウンリストを作成し、記入の効率化を図る。

2.事業の分類

① R4 予算編成方針重要事業			評点
② 第6次総合計画（協働戦略）			
③ 分野別計画実施計画事業			
④ まち・ひと・しごと創生総合戦略			
⑤ 令和2年7月町長選挙公約			

(1) 財政健全化の推進

本町の財政状況を的確に把握するとともに、活力ある財政構造への転換及び財政基盤を強化する取り組みを推進するため、町債残高、基金残高及び財政健全化法に規定する4つの健全化判断比率等の財政指標を念頭においた予算編成を行うものとする。

(2) PDCAの強化による既存事業の徹底した見直し

A (Action) を実現するためには、各事業区別の成果目標を掲げ、事後評価を十分行い、その必要性、効率性、有効性等を検証し、歳出予算に反映させるなど、予算の重点化・効率化を進めなければならない。

このため、決算概要説明資料として作成した「新規事業・主要事業の成果及び評価並びに改善点」等を活用し、既存事業の成果・効果・改善点等を徹底的に分析し、事業仕分け、廃止、縮小、休止、類似事業との統合など、あらゆる可能性を視野に入れ見直すことが必要である。

なお、直ちに見直しすることができない事業の場合には、年度途中及び次年度以降での見直しを視野に入れ、継続的な点検等を実施することとする。

(3) コスト意識と適正な経費算定

行政サービスである各種事業には必ずコストがかかる。このコストに対する意識を持つとともに費用対効果の検証が必要である。さらに、予算と決算の乖離について精査し、必要最小限の経費を的確に算定するものとする。

(4) 新規事業に対する姿勢及び財源等の確保

新規事業については、基本的に予算編成の基本方針に基づく施策に限定する。なお、住民福祉の向上等に寄与する、緊急・重要な課題解決等に必要な施策には効果的に取り組むものとするが、その事業財源については、既存事業の見直しを行うなかで確保することを基本とする。

(5) 国、県の予算動向の注視と要望

財源不足が見込まれるなか、事業財源として活用できる国、県の財政支援を効率的に獲得する必要があるため、これまで以上に国、県の予算編成動向を注視する。なお、国、県からの財政支援が減少する事業については、事業見直しの好機と考え、先例に捉われることなく柔軟な発想・思考をもって対応する。

また、継続して必要な事業財源については、あらゆる機会を通じて、国、県への要望を行い、財源確保について積極的に行動する。

第2 具体的な予算編成手法

1 具体的な手法

令和4年度予算は、予算編成方針（本年10月1日提示）で示された基本方針を踏まえ、以下の手法により予算編成を行うものとする。

(1) 各課における目標の設定

令和4年度予算においても、「課の役割」と「個別事業とその目標」を各課において作成し、予算参考資料等により公表する。（様式は昨年と同様）

考え方及び手順は次のとおりである。

- ① 「個別事業とその目標（案）」を各課で検討。
- ② 「個別事業とその目標（案）」を踏まえて、予算要求書及び事業別明細書（事業目標及び成果指標も明記すること）等を作成。
- ③ 予算編成終了時に、「個別事業とその目標（案）」を見直し、最終版を作成。

人事評価制度における課の組織目標は、この「個別事業とその目標」を踏まえるとともに、個々の職員の目標も加味して作成することとする。

(2) 予算要求基準額の設定

「2 令和4年度財政見通し」で示したとおり、本町における一般財源の確保は極めて厳しい状況であり、今後の財政運営においては、今まで以上の予算の圧縮が避けられない状況となっている。

ついては、令和4年度の予算編成においては、昨年度と同様に、一般財源枠配分方式により行い、一般財源予算要求基準額を設定する。なお、所管課別の一般財源予算要求基準額及び細部の取扱いについては、別途、政策財政課長より通知させる。

【一般財源枠配分方式による予算編成について】

町では、「自立的で持続可能な財政運営」（基金の取崩しに頼らない予算編成）の実現を目指し、令和4年度当初予算は以下の考え方に基づき一般財源枠配分方式による予算編成を実施する。

① 一般財源枠配分方式とは

枠配分方式とは、予算編成にあたって各課等にあらかじめ一定額の予算（各課で各種事業を行うための一般財源分）を提示し、その予算の範囲内で、各課等の判断で予算要求を行う方法である。

なお、政策財政課では、以下の図のような考え方で一般財源の予算額を各課

等に提示し、その範囲内で予算編成を行うものとする。

また、予算要求された内容については、政策財政課で町の政策方針等を考慮し、予算の全体的な調整を行うため、予算ヒアリングを実施する。

歳 入	一般財源	歳 出	<p>●各課等に枠配分</p> <p>①各課等の一般財源予算要求基準額（枠配分額）は、前年度決算額、令和3年9月補正後の予算額、令和3年8月2日付け実施の令和4年度予算編成作業に向けた事務事業費等調査を参考に政策財政課で査定（上限設定）する。</p> <p>②基本的には、各課等に配分された枠配分額の範囲内で、個別事業の予算化を検討する。<u>なお、検討にあたっては、事務事業費等調査の事務事業評価、事務事業の見直し等を踏まえて行うこと。</u></p> <p>③普通建設事業費（実施設計業務、工事請負費、公有財産購入費、物件移転補償等）については、<u>枠配分額の対象外とするが必ず事業別明細書を作成のうえ提出すること。また、予算要求にあたっては、補助金や交付税措置のある地方債の活用を検討すること。</u></p> <p>④<u>枠配分額は、法令で定められた経費を優先に充当すること（補正対応ありきの予算要求は認めない）。</u></p> <p>⑤<u>枠配分額の範囲内に収まらない事業費は、優先度の高い順に予算計上希望事業一覧（事業別明細書等含む）を作成し、提出すること。なお、予算計上希望事業一覧には、枠配分額を超過した一部の事業費を記載するのではなく、当該事業費の全額を記載すること。</u></p> <p>⑥予算計上希望事業（枠配分額に収まらない事業）は、第1回ヒアリング時に内容を聴取し、予算計上の有無を町全体の予算の中で総合的に必要性等を検討する。</p> <p>●以下は政策財政課で金額を指示 人件費、公債費</p>
	特定財源		<p>●特定財源充当分</p> <p>①法令の規定により実施しなければならない事</p>

			<p>業についても、過大な要求とならないように国や県の補助金等と併せて、政策財政課で提示された一般財源の範囲内で予算要求するように検討すること。</p> <p>②事業費全額が補助金等で実施できるものは、そのまま予算要求すること。</p> <p>ただし、施設等の整備や後年度にランニングコストがかかる事業は政策会議や町長査定等で実施の有無を検討すること。</p> <p>③地方債を活用して実施する普通建設事業はすべて町長査定とする。また、町債残高削減を図るため、普通建設事業に係る町債の発行上限額を1億円と設定する。</p> <p>④町債の活用は、交付税措置のあるものを検討すること。</p>
--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 一般財源枠配分方式による3つの効果

ア. 町事業のスクラップアンドビルドの促進

政策財政課による予算査定では、事業所管課が必要であると主張する事業を一方的に廃止することや狙い撃ち的にある事業だけを廃止することは難しく、一方で事業所管課としても自主的に事業を廃止し、縮小したとしてもその分の予算を削減されるだけで何のメリットもなく、積極的に廃止しようとするインセンティブが働かないため、事業のダイナミックな組み換え等が行われることは少なかったと言える。さらに、以前に実施していた経常経費の枠配分予算の方法も、一定の成果はあったものの、基本的には経常経費のみの枠配分であったため、町事業の全体的なスクラップアンドビルドの促進にはあまり繋がらなかった。

このような経緯を踏まえて、一般財源枠配分方式では、事業所管課の権限で予算編成できる範囲を広げ、事業所管課で不要な事業を廃止した分（一般財源分）、新規事業に予算を回すことが可能になることから、事業の廃止、新規立案が柔軟に行うことができるようにしている。

イ. 事業所管課の視点に立った行政運営の推進

歳入の増加が期待できない状況下では、ある事業に予算を厚く配分するには、他の事業を削って必要な予算を捻出する必要がある。また、単純にシーリング方式では真に必要性が高く、重点的、戦略的に推進すべき事業も一律にカットされてしまうという懸念がある。一般財源枠配分方式の導入により、より現場に近く精度の高い情報を有している事業所管課の判断で必

要な事業の予算配分が可能になり、ひいては行政サービスの向上に繋がることを目的にしている。

ウ. 自主性・自律性の確保とコスト意識の向上

政策財政課による査定方式では、財政的な問題を考えるのは管理（財政）部門の仕事で、事業所管課には関係がないという傾向があったが、一般財源枠配分方式では各課等が自らの権限と責任で予算編成（補助金や地方債の活用の検討）を考えることになるので、財政状況や事業コストに対する意識向上が図れることが期待される。

【令和4年度一般会計当初予算編成スケジュール】

① 政策会議（10月1日）

- (1) 令和4年度一般会計予算の歳入・歳出の見込額の提示
- (2) 予算編成方針案等の協議・決定
- (3) 予算見積書等の提出の通知
- (4) 政策財政課長による令和4年度一般財源予算要求基準額（各課等枠配分）は10月15日までに提示する。
- (5) 10月4日から令和4年度予算入力可

↓

② 町長予算編成方針等の通知（10月1日）

↓

③ 議員要望提出予定日（10月4日）

- (1) 9月の定期全協で議会事務局が説明し、10月4日までに政策財政課に提出する。
- (2) 要望をとりまとめ、各課等に提示し、予算編成の検討材料とする。

↓

④ 予算見積書提出期限（11月2日）

- (1) 一般財源予算要求基準額（枠配分額）の範囲内で予算見積書を作成・提出する。
- (2) 一般財源予算要求基準額の範囲内に収まらない事業費は、優先度の高い順に予算計上希望事業一覧（事業別明細書等含む）を作成し、提出すること。

↓

⑤ 第1回予算ヒアリング（11月9日～12日）

予算要求（予算計上希望事業一覧の事業含む）された内容のヒアリングの実施

↓

⑥ 政策会議（11月24日）

予算要求等の状況についての説明

↓

⑦ 予算査定方針の通知（12月1日）

↓

⑧ 第2回予算ヒアリング（12月13日～16日）

(1) 第1回予算ヒアリング結果に伴う査定

(2) 所管課で優先順位をつけた予算計上希望事業一覧（事業別明細書等含む）の査定（所管課の予算計上希望事業を町全体の視点で調整）

(3) 予算編成方針に基づく事業で、一般財源予算要求基準額の範囲内に要求額が収まり、かつ、普通建設事業費の予算要求がない課等はヒアリングを実施しません。ただし、予算が確定したわけではありませんのでご了承ください。

(4) ヒアリング結果を政策財政課で調整後、町長、副町長と協議

↓

⑨ 町長査定（最終査定） 令和4年1月7日

町長による最終的な査定（必要に応じて現地確認も実施）

↓

⑩ 政策会議 1月17日

予算案の確定（決定）

↓

⑪ 議会予算説明 2月10日

議会への予算案の概要説明

↓

⑫ 議会上程 3月1日

(1) 令和4年度予算案（特別会計を含む）は、予算特別委員会に付託される予定

(2) 予算特別委員会は、2日間で実施し、三役をはじめ、関係課長、担当職員が出席する予定

※日程については現時点での予定であり、予算編成の進捗状況を踏まえて変更することがあるので留意願いたい。なお、日程を変更する場合にはその都度、政策財政課より連絡する。

表-3 事業の分類一覧表（ドロップダウンリスト）

重要事業	(重-1) 北部地域活性化事業
------	-----------------

第6次鳩山町総合計画（暫定）		第6次鳩山町総合計画における位置づけ（暫定）	
安心・魅力づくり協働戦略		(協-1) シニア輝き戦略	
		(協-2) はとやま再生・創造戦略	
		(協-3) ふれあいと賑わいづくり戦略	
		(協-4) 心に響く夢づくり戦略	
分野別計画	1 環境	(分-1-1) 環境と共生するまちづくり	実施計画の事業について、別途にリスト作成
		(分-1-2) 総合的な景観づくり	
		(分-1-3) 緑と潤いのまちづくり	
		(分-1-4) 公園緑地の整備	
		(分-1-5) 新しい時代を担う子どもの育成	
	2 人づくり	(分-2-6) 家庭・地域の教育力の向上	
		(分-2-7) 文化の振興と推進	
		(分-2-8) 歴史・伝統文化の保存・継承・活用	
		(分-2-9) 地域における健康づくりの推進	
	3 暮らし	(分-3-10) 支え合う地域福祉の推進	
		(分-3-11) 障がい者の自立と社会参加の促進	
		(分-3-12) 高齢者の積極的な社会参加	
	4 産業経済	(分-4-13) 農業経営の改善・後継者担い手の確保	
		(分-4-14) 地域産業発展への支援	
		(分-4-15) 地域資源発掘と観光農業の振興支援	
	5 社会資本	(分-5-16) 適正な土地利用の誘導	
		(分-5-17) 市街地の計画的な整備	
		(分-5-18) 幹線道路沿道等の計画的な整備	
		(分-5-19) 総合交通体系の整備	
		(分-5-20) 総合的な防災・防犯対策の推進	

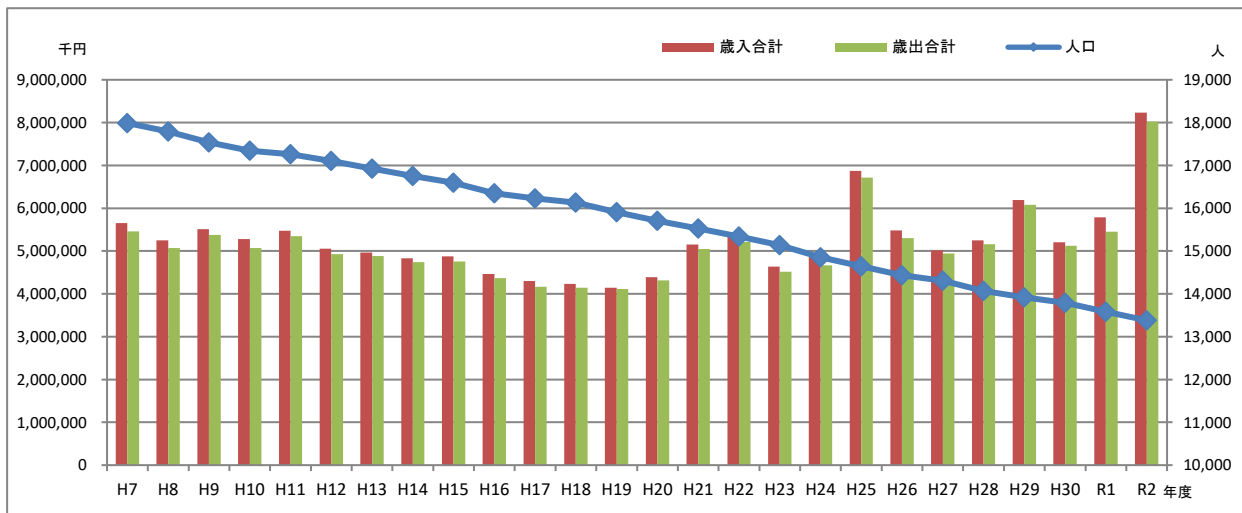
まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置づけ
1 雇用を生み出す基礎的インフラ等の整備	(創-1-1) 泉井・上熊井地区活性化取組方針の推進
	(創-1-2) 公共インフラの長寿命化と維持管理の適正化
	(創-1-3) 企業誘致及び就職支援の推進
	(創-1-4) 耕作放棄地・荒廃山林の再生
	(創-1-5) 女性の活躍による6次産業化の推進
2 来訪者の拡大と多様な就労環境の創出	(創-2-1) 中山間地域における「多世代交流・多機能型」拠点の形成
	(創-2-2) 既存ストックや各種資源を活用した多様な交流の創出
	(創-2-3) 農業・スポーツ・文化芸術を楽しむ交流人口の拡大
	(創-2-4) 衛星やICT等を活用した魅力的な情報の発信と活用
3 結婚・出産・子育ての包括支援	(創-3-1) 子育て世代包括支援システムの整備・広域連携による結婚支援
	(創-3-2) 三世代同居（二世帯住宅）・近居（町内同居）等の推進
	(創-3-3) きめ細やかな学習支援の推進
	(創-3-4) 付加価値型子育て支援住宅の整備
4 住民と町の協働による地域活性化	(創-4-1) 福祉・健康複合施設を核とした多様な連携と活性化の推進
	(創-4-2) 都市のコンパクト化と交通ネットワークの形成
	(創-4-3) 地域分散型エネルギーシステムの研究

令和2年7月町長選挙公約		町長選挙公約における位置づけ	
重点事業	1	安全・安心、そして健康なまちづくりを推進します。	(町-1-1) 交通安全の推進
			(町-1-2) 犯罪のない町づくりの推進
			(町-1-3) 健康なまちづくりの推進
	2	企業誘致を推進します。	(町-2-1) 企業誘致を実現し、税収確保の推進
	3	デマンドタクシーをより使いやすくします。	(町-3-1) デマンドタクシーの町外運行、土日運行の実現を目指す。
4	財政健全化を推進します。	(町-4-1) 起債残高の削減計画を作成し、起債を削減	
5	新型コロナウイルス感染症対策を推進します。	(町-5-1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町民への支援	
		(町-5-2) 新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式の推進	

本町の財政状況と決算分析

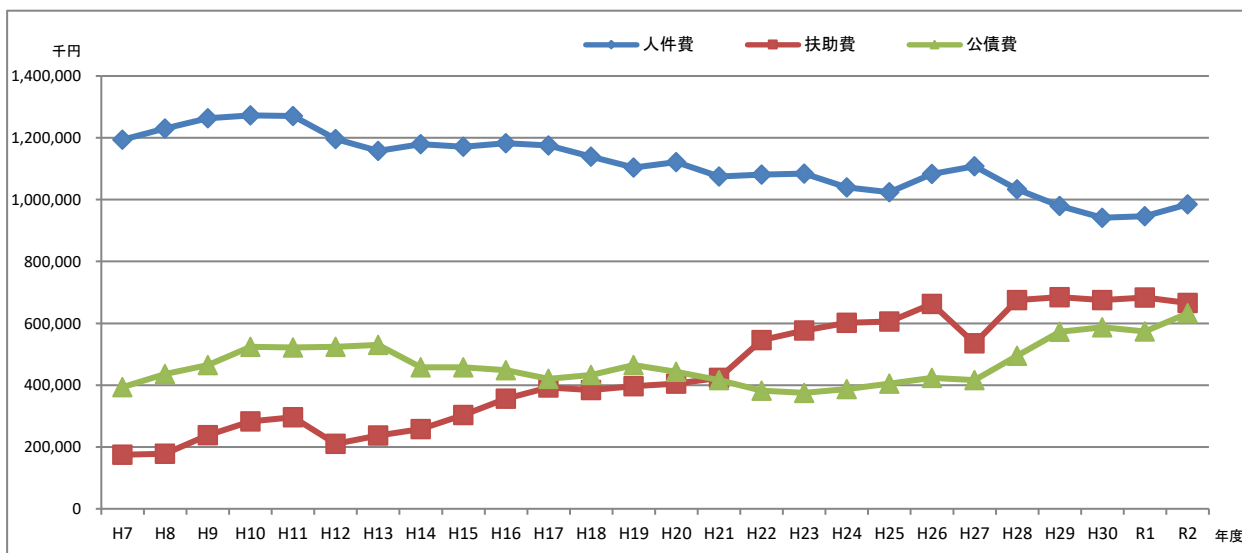
1 本町の財政状況

(1) 財政規模の推移



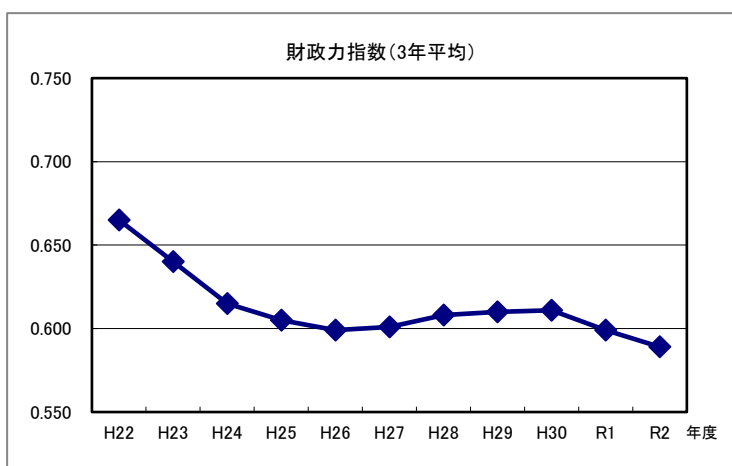
- ① 平成 19 年度までは人口と財政規模は、ほぼ同様に推移。
 - ② 平成 21 年度及び 22 年度は国の経済対策交付金、25 年度及び 26 年度は地域の元気臨時交付金、29 年度から令和 2 年度は社会資本整備総合交付金、農山漁村振興交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用等により財政規模が拡大。
- * 高齢化と人口減少に伴い個人町民税等は減少する見込み。適正な財政規模の維持が必要。**

(2) 義務的経費の推移



- ① 義務的経費全体で増加傾向にあり、平成 22 年度以降は 20 億円を超えている。
 - ② 人口が減少しているため、1 人当たりの義務的経費は増加している。
- * 義務的経費全体で増加傾向にあり、特に扶助費が大きな増加要因である。また、近年は公債費が急増傾向にある。**

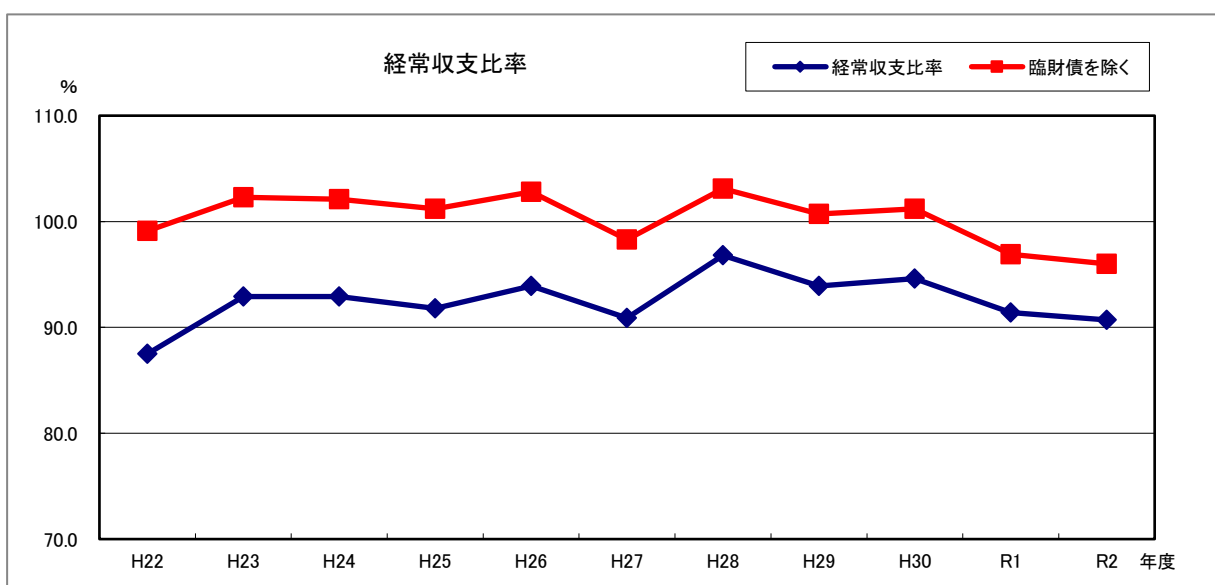
(3) 財政力指数の推移



$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

- ① H22→H26：指数低下
地方財政支援に伴う交付税総額の追加。
- ② H27→H30：微増
地方消費税交付金の増加に伴い基準財政収入額が増加。
- ③ R2：再び指数低下傾向
町税の減少により基準財政収入額が減少し、0.6を下回り0.589まで低下。

(4) 経常収支比率の推移



① 令和2年度の経常収支比率は前年度に引き続き改善した。

⇒公債費や補助費等に対する充當経常一般財源が増加したものの、普通交付税や地方消費税交付金等の増加により経常一般財源が増加したことで、経常収支比率は90.7%となり、前年度に比べ0.7ポイント改善した。

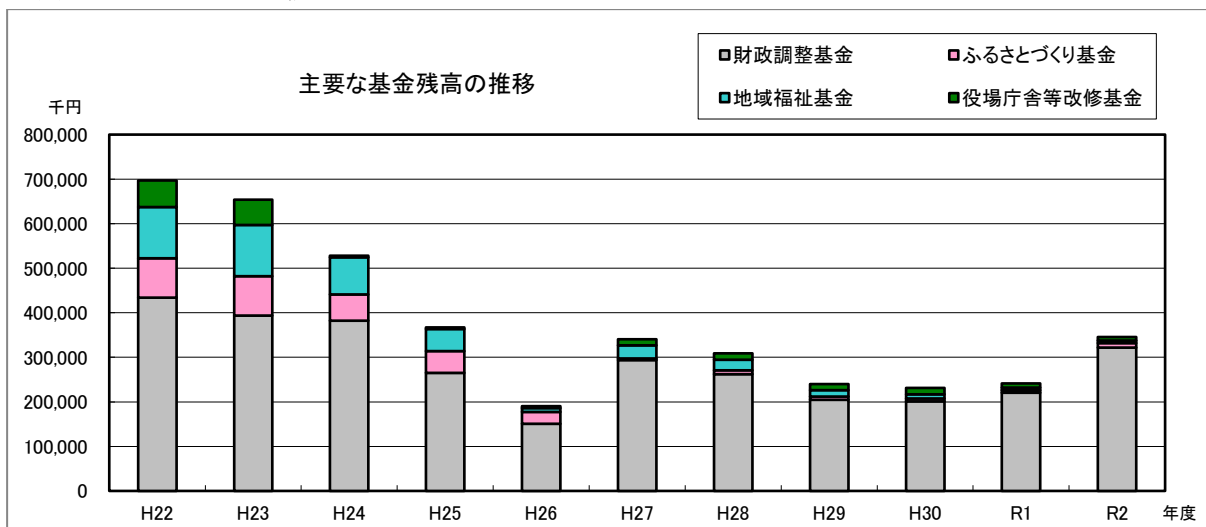
② 平成28年度の経常収支比率は過去最高値となった。

⇒各種交付金、地方交付税等の経常一般財源が減少した一方で、公債費、扶助費等の支出が増加したことで、経常収支比率は96.8%となり、これまで最高であった平成18年度の94.7%を上回った。

③ 平成22年度の経常収支比率は90%を下回っているが。

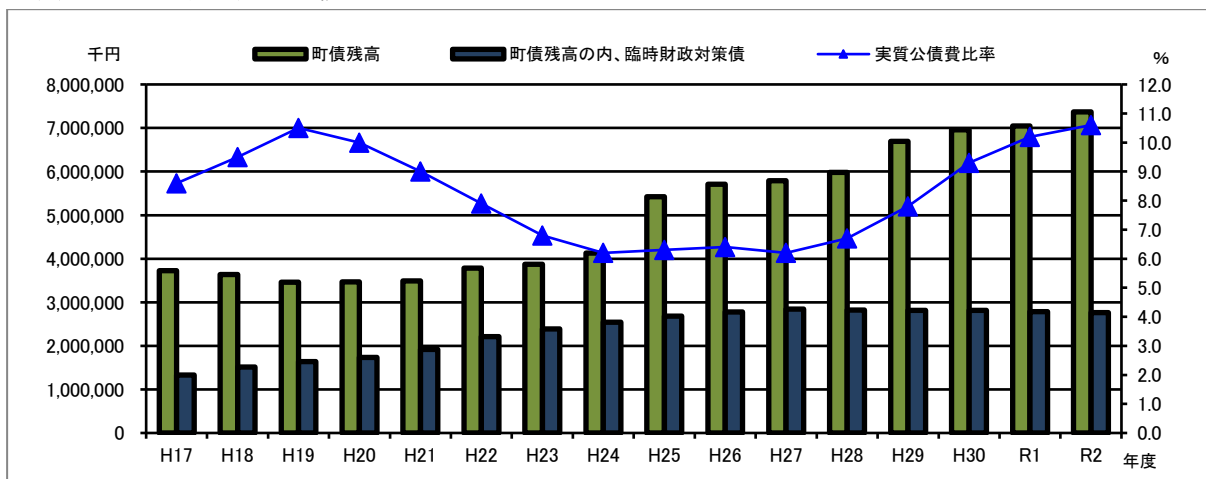
⇒平成22年度は国の交付金を活用した義務教育施設の耐震化等の普通建設事業を実施したため、21年度に続き2年連続して経常収支比率が改善した。

(5) 基金残高の推移



- ① 主要な基金（4基金）の残高は減少を続け、平成22年度に財政調整基金の積み立てを行ったものの23年度以降は減少し、22年度から26年度の間約5億円減少している。
 - ② 平成27年度は事業見直し調査の実施、普通建設事業費の削減などにより財政調整基金への積み立てを行い年度末残高は約3億4千万円まで増加した。
 - ③ 平成28年度以降は再び減少傾向に転じ、平成30年度末では約2億3千万円まで減少したが、令和元年度、2年度と積み立てを行い年度末残高は約3億5千万円まで回復した。
- * 税収入の減少、公共施設等の老朽化、災害発生等の緊急事態に備えた基金の確保が急務。**

(6) 町債残高等の推移



- ① 町債残高は平成23年度まで40億円未満で推移していたが、25年度に50億円、29年度には60億円を超えて以降、年々増加している。
 - ② これは、緊急防災・減災事業、社会資本整備事業等の財源として、地方債を活用していることが要因となっている。なお、残高の約4割は臨時財政対策債が占めている。
 - ③ 実質公債費比率は平成24年度までは下降し、その後は横ばいの状況であったが、28年度以降は上昇傾向にある。
- * 令和2年度に策定した町債残高削減計画に基づき町債発行の抑制に取り組む。**

2 財政指標等の今後の推移

【歳入の推移】

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
町税	1,807,914	1,790,020	1,742,047	1,766,168	1,693,056
各種交付金等	396,270	417,594	435,407	430,941	469,215
地方交付税	1,151,079	1,205,902	1,204,009	1,303,353	1,392,742
国庫支出金	583,203	866,942	396,353	517,655	2,279,123
県支出金	249,782	287,581	302,228	424,048	463,437
繰入金	104,098	98,744	37,074	249,329	233,552
繰越金	77,932	86,095	104,184	82,804	336,280
町債	538,126	1,152,863	776,323	593,336	919,457
その他	209,389	171,835	156,613	394,272	385,177
(合計)	5,117,793	6,077,576	5,154,238	5,761,906	8,172,039

①義務的経費

- ・義務的経費は平成 22 年度以降、毎年 20 億円を超えている。
- ・扶助費は平成 24 年度に 6 億円を超え、近年は増加と減少を繰り返しながら徐々に増加していることから、聖域とせず、事業見直しによる縮減・圧縮が不可避となっている。
- ・公債費については、平成 29 年度に 5 億円を超え、今後数年間は大きく減少する見込みがないことから、令和 2 年度策定の町債残高削減計画に基づき、町債発行を抑制することで公債費の縮減を図る必要がある。

②経常収支比率

- ・これまでも経常経費の縮減・圧縮に努めているが、地方財政支援（交付税・臨時財政対策債）などの外部要因により大きく変動する指標である。
- ・令和 2 年度は 90.7%と 2 年続けて前年度に比べて改善したが、財政健全化に向けて類似団体の平均値以下を目標として設定し、更に財政の弾力性を確保する取り組みが必要である。

③基金残高

- ・令和 2 年度末における主要な基金残高は、約 3 億 5 千万円と前年度に比べて約 1 億円増加したが、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響、自然災害等の非常時に備え、継続した基金への積み立てが必要である。
- ・長期的な視点に立ち財政運営を行っていくためには、現状以上の基金を確保していくことが必要であり、基金に依存しない財政構造への転換を図る取り組みが急務な状況である。

④町債残高

- ・人口一人当たりの町債残高は、平成 28 年度が 42 万 5 千円、29 年度は 48 万 1 千円、30 年度は 50 万 5 千円、令和元年度は 51 万 9 千円、2 年度は 55 万 1 千円と右肩上がりとなっており、人口減少の影響もあり年々増加している。
- ・町債残高の約 4 割は臨時財政対策債が占めており、当該町債における元利償還金は交付税の需要額に理論償還費として算入（公債費）されている。
- ・なお、実質公債費比率は、平成 29 年度は 7.8%、30 年度は 9.3%、令和元年度は 10.2%、2 年度は 10.6%と連続して上昇している。また、将来負担比率についても、令和 2 年度は 119.2%と前年度に比べて 3.8 ポイント上昇している。
- ・このような状況から、今後は後年度への財政負担と本町の適正な財政規模を考慮したうえで、町債残高削減計画に定める町債発行に係る基本方針に基づき、近年増加している町債残高の削減に取り組むものとする。